

法務省施設配置計画等に関する第2回市民懇談会概要

【開催概要】

開催日時	会場	参加者数
22.12.13（月）19:00～	市民ホール	17人（市民：11人、市外：6人）
22.12.15（水）19:00～	富士見会館	44人（市民：36人、市外：8人）
22.12.18（土）14:00～	市民交流センター	19人（市民：16人、市外：3人）
合 計		80人（市民：63人、市外：17人）

【進行】

- ・開会
- ・挨拶（昭島市：佐藤副市長，法務省：大場大臣官房施設課長）
- ・施設配置検討案の説明
- ・意見交換

【配布資料】

- ・国際法務総合センター(仮称)配置イメージ
- ・国際法務総合センター(仮称)鳥瞰イメージ
- ・日影比較検討図
- ・立面イメージ

【主な意見・質問】

(意見)

- ・富士見通りに近い部分の建物の高さを抑える等の複数案を考えるべき。
- ・富士見通りから西側に日影ができない建築に。
- ・刑務所により朝日が見られない生活となる住民の気持ちを汲んでもらいたい。
- ・児童用グラウンドは、遊具等を配置しないで、地域の人がお祭り等自由に使える公園にしてほしい。
- ・環境に配慮というものが全然見えてこない。
- ・みんなが一番心配しているのは逃走等への対応だと思うので、そのことについてよく説明すべきと思う。
- ・南北の都市計画道路の東側に矯正施設、西側に研修所や官舎を配置すればいい。
→(市) 当初の土地利用計画の策定時にも同様の意見があったが、関係者間の協議や議会での質疑等を経て、土地利用計画が定まった。市長選でも大きな争点となった。市としては、現土地利用計画に沿って、まちづくりを行っていく。
- ・法務省施設の立地に反対。
- ・国際法務総合センター自体が認められないのに、女子の中間ケアセンターとは何か。

(質問)

施設配置計画について

- ・日影図で測定水平面の高さを4mにしている理由は。
→(法) 想定される用途地域の日影基準に基づいたものである。
- ・富士見通りの西側から法務省施設内に設ける緑道の東側までの距離は。
→(法) 20m以上。
- ・7階建ての職員宿舎の高さは。
→(法) 22m程度。
- ・法務省の案に対しての市はどのように受け止めているのか。
→(市) 用地を増やして建物の高さを抑える等、法務省としての一定の努力があったと受け止めている。
- ・国際法務総合センター全体の入り口はどこになるのか。
→(法) 矯正施設の入りは都市計画道路側、研修所は、南側に設ける予定の道路から、職員宿舎は富士見通り沿いを想定している。
- ・施設には各々、事務所・受付があるのか。
→(法) そのように計画している。

法務省の施設について

- ・女子の中間ケアセンターについては、今後の説明となるのか。
→(法) 女子については12月8日に要請をしたが、具体的な内容については検討中。
- ・組織上、女子の中間ケアセンターは、国際法務総合センターの範囲に入るのか。
→(法) 未定。
- ・調節池北側の公的利用となっている箇所もいずれは法務省施設になるのでは。
→(法) 国際法務総合センターと先日要請した女子施設以外に造る予定はない。
- ・今後、本地区で矯正施設の増設の考えはあるのか。
→(法) 考えていない。
- ・50%程度の入所率のところもある。刑務所を造る必要が本当にあるのか。
→(法) 全国的には92%の高率収容になっている。女子については、119%という過剰収容状態にある。
- ・昭島市に移る予定の施設の収容率は60%ない。現敷地の中での建て替えが可能ではないのか。
→(法) 現施設は建物の狭あい、設備等の機能不備、医療スタッフ不足等の実情にあり、施設を集約し、機能拡大する計画であり、現在地で建替えによる対応は困難である。施設集約による医療スタッフの確保等により効率的な施設運営が行える。
- ・女子の中間ケアセンターを造る必要はないのでは。
→(法) 過剰収容のため収容定員を増やす必要があるのはもちろんだが、医療的中间ケアや職業訓練対象者を収容する施設の整備が必要と考えている。また、矯正医療センターの隣に立地することにより、摂食障害や薬物事犯、リハビリを要する受刑者等の中間ケア対象者に対しての医療支援が受けられる。

- ・女子刑務所の官舎建設は、国際法務総合センターと一緒に工事となるのか
→(法) 国際法務総合センターの本体工事を追いかける形で進めたいが、詳細はこれからとなる。
- ・施設全体の人数や職員宿舎の規模は。
→(法) 受刑者は、医療刑務所が600名、医療少年院が250名、少年非行対策センターが80名、婦人補導院が10名。矯正研修所の定員は400名で、職員は55名。職員宿舎は354戸、女子中間ケアセンターは134戸の予定なので、単純計算だと宿舎居住者は職員とその家族を合わせると約1000人程度となる。自治会組織を作り、昭島市民として行事等の中で積極的に地域コミュニティと交流し、昭島市民として生活していきたい。
- ・ここに女子施設ができると、閉鎖される女子刑務所はあるのか。
→(法) 現在は、過剰収容状態なので、この女子施設の整備により、既存施設の収容状況が改善される。
- ・受刑者の医療刑務所での平均滞在期間は。
→(法) 病状により異なるので、一概には言えない。
- ・刑期を終えた、例えばエイズ等の患者は元の刑務所から出所となるのか。
→(法) 発症して治療が必要な期間だけ医療刑務所に入るが、発症していない時は、通常の刑務所で服役している。重大な病気や介護を要する受刑者を釈放する場合は、帰住地の福祉機関や医療機関と調整を行う。

土地利用計画について

- ・調節池は平常時には運動施設とっているが、遠い場所のため利用されないのでは。
→(市) 各団体からの期待が非常に高く、有効活用されると考える。
- ・都市計画道路3・2・11も同時に整備するのか。
→(市) 区域内は、土地区画整理事業において整備予定。また、区域外についても、事業にあわせて東京都が整備する予定。
- ・公的利用や民間利用部分のスケジュールは。
→(市) 公的利用については、立川市とまたがっており、今後十分協議する必要があるが、現時点では決まっていない。民間利用の部分は、基盤整備終了後に売却されることとなると思う。本地区内に色々な市の施設整備の要望等があるが、民間の開発の中で施設需要を満たすことは考えられるが、市が自ら土地を取得することは、今の財政状況では困難である。
- ・オオタカの保護区域に隣接するのは調節池の方がよいのでは
→(市) 専門家の判断により、平常時に運動場としての利用を考えている調節池より、立入制限ができる施設を隣接したほうがよいとなった。

安心・安全について

- ・近所の人々が危惧する暴走族や暴力団組員への対策は。
→(市) 安心・安全なまちづくりの取り組みとして、青パトや通学時の見守り活動等、市域全体で安心して生活できる環境づくりに取り組んでおり、こうしたことが、

暴力団等への抑止効果があると考え。また、他施設への照会や視察等を行う中では、心配は感じられなかったが、法務省や警察等とも十分連携を保っていく必要があると考える。

→(法) 国際法務総合センターは、24時間体制の警備を行い、万が一のためにも職員宿舎を隣接して設ける。巡回警備も行うので、刑務所の周辺はむしろ安全と言われることもある。

・万が一のときの警備は施設周辺だけなのか。体制は。

→(法) 収容施設のセキュリティは万全を期するので、逃走はおよそ不可能だが、夜勤や職員宿舎の職員が直ちに駆けつけることができるよう体制をとっている。また、事案に応じた緊急体制を整えている。駅や交差点は最重点警備地域となるであろう。

・逃走があった場合、地域住民はどうすればよいのか。

→(法) 地域にも知らせるが、具体的な方法は、地域の事情があるので今後の相談となる。

→(市) 住民がいたずらに不安を抱かず安心した生活を送れることが大事である。他市の事例を参考に、地域住民と話し合いをして、具体論として詰めていきたい。

・交番を増やすことが必要では。

→(市) 交番は、東京都の予算となるので、市として、引き続き交番設置を要請していく。

その他

・法務省が女子中間ケアセンターについての要請を12月8日に行った際、市長から法務省へ4点要請したとのことだが、それらは平成19年9月7日の国際法務総合センターに関する要請に対する回答として、文書で申し入れたのか。

→(市) 行っていない。受け入れに伴い段階段階で協定や覚書を結んでいくこととなるが、昨年8月に法務省と結んだ覚書の中で、同趣旨を記している。

・平成19年の要請時に、女子施設のことは入ってなかったのでは

→(市) 将来構想として考えは記されていた。それを含めて、受け止めてきており、ここでその要請が具体的にあった。

・法務省職員が住むようになった時、学校や幼児教育施設は対応可能か。

→(市) 学校は対応可。保育施設については、保育需要を詳細に検証が必要。

・市議会の特別委員会で、ある委員から、法務省職員から直接女子の中間ケアセンターについての説明をしてほしいという意見があったが、その予定は。

→(市) 議会が独自に自分たちの考えの中で動くのが特別委員会であり、委員会の総意として市長に考えが示されたものではないので、今後、委員会としての取りまとめによる。